

令和 5 年 9 月 1 日

宮城県公報第 4 3 3 号別冊

第 5 種共同漁業権 遊漁規則の認可

1 漁業権者の名称及び住所

イ 北上川漁業協同組合

ロ 登米市東和町米谷字大嶺 127

2 漁業権の免許番号

内共第 17 号

3 遊漁についての制限の範囲

(漁具・漁法の制限)

イ 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網の全長 1.4メートル以下 網の目 2センチメートル以上

ロ 北上川及び旧北上川、大関川、二股川、羽沢川においてのあゆの遊漁は、公示の日から 10 日間は竿釣による場合を除き採捕してはならない。

(遊漁期間)

イ 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	7月1日から12月31日までの期間で組合が定めて公表する期間内
うぐい(はや)、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、ふな、わかさぎ	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から8月31日まで
いわな、やまめ (さくらますを含む)	3月1日から9月30日まで (さくらますは1月1日から9月30日まで)

ロ 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト等広く周知できる媒体にて公表するものとする。

(禁止区域)

遊漁期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
1 各河川（支派川を含む）の堰堤上下流 200 メートル	1 月 1 日から 12 月 31 日 まで
2 二股川 登米市東和町米谷字根廻地先、地藏田樋管より上流 200 メートル	
3 新迫川 登米市豊里町字二ツ屋地先、西前橋下流橋脚標柱より下流 200 メートル	
4 旧北上川 脇谷洗堰 左岸 石巻市桃生町脇谷字上の山地先 右岸 登米市津山町柳津字八木地先 上流 100 メートル及び下流 200 メートル 鍋波洗堰 登米市豊里町中谷岐地先上流 100 メートル及び下流 200 メートル	
5 北上川 北上大堰 石巻市河北町地内上下流 200 メートル	

(全長の制限)

次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
うなぎ、にじます	全長 20 センチメートル以下
いわな、やまめ	全長 15 センチメートル以下
こい、ふな	全長 10 センチメートル以下

4 遊漁料の額及びその納付方法

イ 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 竿釣又はたも網による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ（さくらますを含む）、わかさぎ	竿釣、たも網	1日 1,000円 1年 5,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、うぐい、うなぎ、おいかわ、かじか、こい、にじます、ふな、やまめ（さくらますを含む）、わかさぎ	投網	1日 1,000円 1年 5,000円

ロ 遊漁料は、次の組合事務所において納付する。

- (1) 北上川漁業協同組合（登米市東和町米谷字大嶺 127 番地）、又は同組合が指定する遊漁承認取扱所
- (2) 北上追波漁業協同組合（石巻市相野谷字旧屋敷 181 番地の 8）、又は同組合が指定する遊漁承認取扱所
- (3) オンラインシステム「つりチケ（愛知県名古屋市中白区塩釜 2-1403-703）」

5 遊漁承認証に関する事項

イ 組合は、遊漁の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムで発行されたものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

ロ 遊漁承認証の交付は、遊漁料の額及びその納付方法で規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

ハ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

6 遊漁に際し守るべき事項

- イ 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- ロ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- ハ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- ニ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

7 漁場監視員に関する事項

- イ 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- ロ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) 遊漁時間
 - (5) 発行者名

8 違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

9 遊漁規則の施行日

令和 5 年 9 月 1 日